

第3次草津市行政システム改革推進計画（平成29年度～令和2年度） 総括評価報告書（案）

I はじめに

本市では、昭和56年以降、数次にわたる行政改革に関する取組の中で、事業の効率化や外部委託化、情報化の推進、組織機構等の執行体制の見直しなど、行財政運営に関する改革を推進し、平成16年度から平成19年度にかけては、行政の内部改革にとどまらず、市民、市民団体、企業等を含めた「草津市」の活性化と自立に向けた行政システムの確立を目指した改革の取組を進めました。（第1次行政システム改革）

平成25年度から平成28年度にかけては、「持続可能な共生社会の構築」を改革理念とし、最適な公共サービスの提供による「公共の再編」を目指す、「第2次草津市行政システム改革推進計画」を策定し、「市民自治の活性化」と「地方政府への転換」を推進するための取組を進めました。（第2次行政システム改革）

現行の第3次草津市行政システム改革推進計画では、第2次行政システム改革の取組を継承するとともに、市民ニーズの多様化・複雑化や社会保障関係経費等の義務的経費の増加、インフラ資産を含めた公共施設等の老朽化、また、将来必ず訪れる人口減少、高齢化社会への対応など、課題が山積している中で、人員や財源には限りがあることから、本市が保有する資源だけではなく、草津市を構成する多様な主体を含めた社会資源・地域資源を有効に活用する「地域経営」の取組を、第5次草津市総合計画第3期基本計画の「地域経営の方針」に基づいて推進してきました。（第3次行政システム改革）

このたび、第3次草津市行政システム改革推進計画の計画期間である平成29年度から令和2年度にかけての各取組について総括を行いました。

II 第3次草津市行政システム改革推進計画における方向性

第3次行政システム改革推進計画の策定当時における課題と方向性は以下のとおりです。

1. 協働のまちづくりの推進

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などを背景として、社会情勢が大きく変化する中で、公共サービスの多くを行政が担ってきたことで、地域社会におけるコミュニティの希薄化や絆の薄い社会への変容が進み、日常的な安全・安心や非常時における共助など、地域の課題も多様化・複雑化しています。

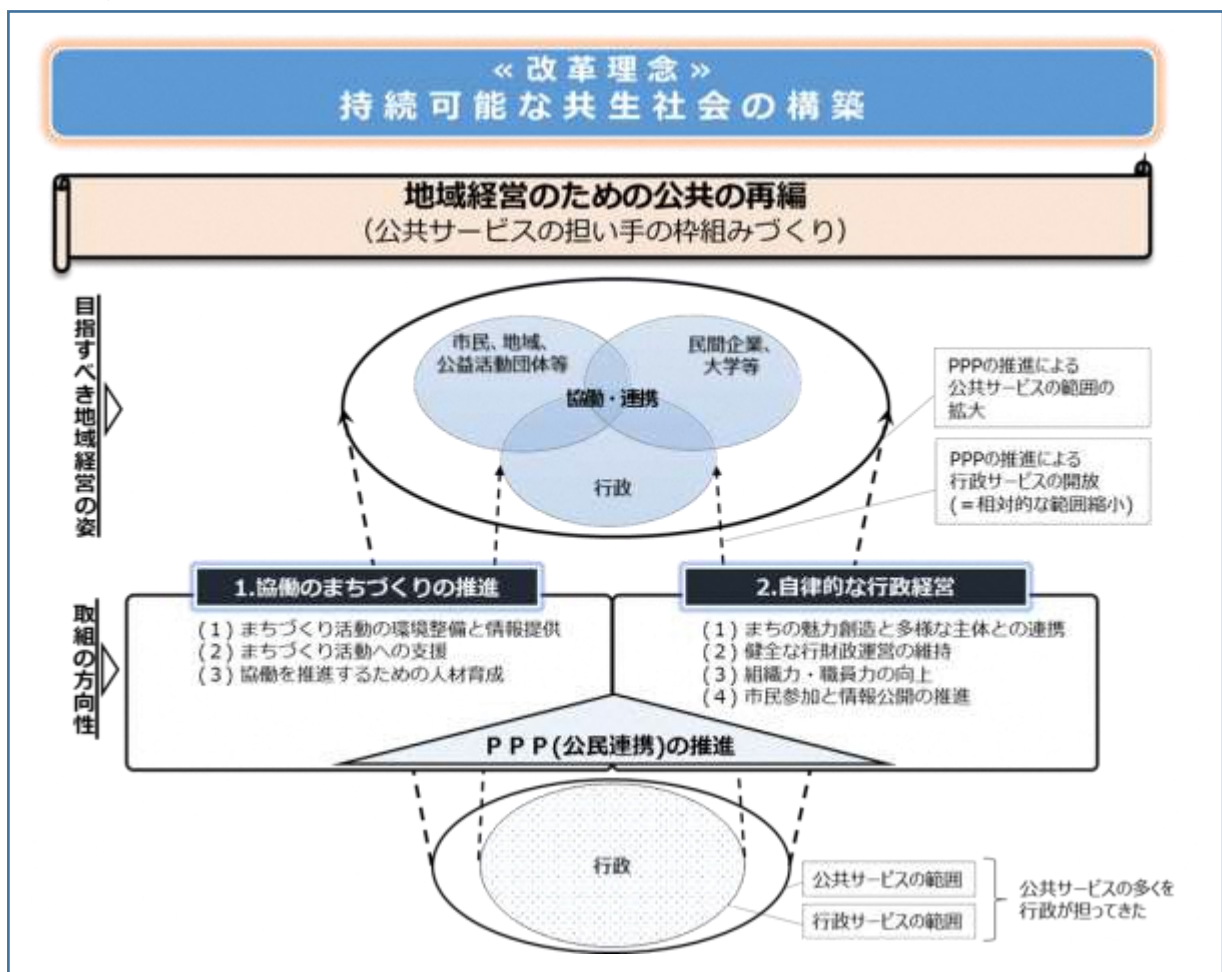
一方で、本市においては、各学区のまちづくり協議会を中心とする地域活動、町内会による地域コミュニティの活性化、NPOやボランティア団体による市民公益活動など、市民の「自分たちの地域は自分たちでつくる」、「まちづくり活動に積極的に関わりたい」という協働によるまちづくりの気運が高まってきており、「地域経営のための公共の再編」を引き続き進めていくためには、市民や地域が持っている力を引き出し、市民と市民、市民と行政が協働の取組によって、地域課題の解決に当たっていく必要があります。

2. 自律的な行政経営

本市における人口減少への転換期は、全国的な傾向からは少し遅れて到来する見込みですが、将来的に高齢化の進行等による個人市民税収入の減少や社会保障関係経費の増加、また、公共施設等の老朽化への対応による将来的な財源不足が懸念されます。こうした課題や環境の変化に対応し、本市が今後も持続的な発展を遂げていくためには、アウトソーシング等の公民連携手法を活用した事務事業の最適化や、将来に向けた財政規律の確保、また、職員の能力を最大限に発揮できる組織づくりを行うとともに、市民参加と情報公開により市民との十分な合意形成を図りながら、自律的な行政経営を推進する仕組みを構築していく必要があります。

また、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、国では長時間労働削減推進本部を設置し、「働き方改革」を進めているところです。本市においても、年々、職員の業務量が増大し、長時間労働が課題となっていることから、平成28年4月には市長をはじめ所属長以上の職員がイクボス宣言を行ったところであり、今後、ワーク・ライフ・バランス実現のための「働き方改革」に取り組んでいく必要があります。

■ 第3次行政システム改革の理念と取組の構成



■ 第3次行政システム改革のアクション・プラン (実施事業)

改革に向けたアクション・プラン	アクション・プラン	実施事業
1. 協働のまちづくりの推進	1 項目	1 事業
2. 自律的な行政経営	17 項目	28 事業
(1) まちの魅力創造と多様な主体との連携	4	7
(2) 健全な行財政運営の維持	7	12
(3) 組織力・職員力の向上	4	6
(4) 市民参加と情報公開の推進	2	3
合計	18 項目	29 事業

Ⅲ 計画の進捗管理

アクション・プランの進捗管理については、毎年度、市民や学識経験者等で構成する「草津市行政システム改革推進委員会」において、点検、検証を行うとともに、その結果を公表し、広く市民の意見を得て、改善を加えながら進めてきました。

草津市行政システム改革推進委員会

草津市行政システム改革推進委員会は、本市の行政システム改革の推進に関して必要な事項についての調査、審議を行うことを目的として、草津市附属機関設置条例(平成 25 年 4 月 1 日施行)に基づき設置している外部委員会です。

【開催実績】

平成 29 年度 計 4 回開催
7 月 14 日(金)、10 月 27 日(金)、2 月 16 日(金)、3 月 23 日(金)

平成 30 年度 計 3 回開催
7 月 20 日(金)、8 月 31 日(金)、12 月 14 日(金)

令和元年度 計 3 回開催
7 月 11 日(木)、11 月 26 日(火)、3 月 18 日(水)

令和 2 年度 計 5 回開催
6 月 11 日(木)、7 月 30 日(木)、9 月 日()、
11 月 日()、2 月 日()

～ 第 3 次草津市行政システム改革推進計画アクション・プラン公開ヒアリングの実施 ～

1) 実施の目的

本市の行政システム改革については、「第 3 次草津市行政システム改革推進計画 (H29～R2)」を総括し、その成果や課題等の評価を踏まえながら、「草津市行政経営改革プラン (R3～R6)」を策定し、引き続き、取組を進めていきます。

そのため、第3次計画のアクション・プランの進捗状況や今後の方向性について、どのように次期計画のアクション・プラン等へ反映していくかを検討する必要があり、この検討の過程の中で、内部評価のみでなく外部委員会の意見等を反映させる手法として「草津市行政システム改革推進委員会」において「公開ヒアリング」を実施しました。

2) 開催日時

令和2年7月30日(木) 9:00~12:00

(令和2年度 第2回草津市行政システム改革推進委員会にて)

3) 対象項目

第3次草津市行政システム改革推進計画アクション・プラン18項目のうち委員会で選定した4項目

No	項目名	担当部署
1	財政規律ガイドラインに基づく取組の推進	財政課、経営戦略課
2	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 ウ) 公共施設の運営の効率化	総務課
3	職員の適正な配置	職員課
4	人材育成の推進 ア) 職員の政策形成能力の向上 イ) 人材育成評価制度の運用 ウ) 職員の心身の健康づくり	職員課、経営戦略課

4) 公開ヒアリング当日の流れ

- ・選定された項目の所管課が作成した検証シートと参考資料を基に審議。
- ・審議は公開で行い、事前の広報により傍聴者を受入れ。(傍聴者 延べ1名)
- ・委員長のコーディネートにより進行し、委員が項目についての質問や状況の確認等。
- ・事業説明、質疑応答等を含めて1項目につき30分程度。

事業説明(所管課)	5分
質疑応答、議論等	20分
事業点検シートの作成	5分

IV 総括評価

1 各方向性における取組成果の概要と引き続き取り組むべき課題等

〔1. 協働のまちづくりの推進〕

◎取組成果の概要

平成29年度に協働のまちづくり推進計画の中間見直しを行い、計画理念に「地域共生社会」や、新たな具体策に「健幸都市宣言実現に向けた地域への関わり」などを追加しました。

平成30年度には、職員の協働・市民参加に対する意識調査を実施し、職員の協働・市民参加に対する現状把握を行いました。

令和元年度には、協働のまちづくり推進計画が計画最終年度であることから、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、より一層の市民活動の活性化と協働の推進を図るため、課題共有型地域円卓会議やLIVE市民フォーラム等の新たな市民参加の手法を取り入れながら第2次協働のまちづくり推進計画の策定を行いました。

令和2年度からは、草津市協働のまちづくり推進計画に掲げる協働理念を引き継ぐとともに、さらなる協働型社会を目指した「第2次草津市協働のまちづくり推進計画」に基づく取り組みを進めています。

〔2. 自律的な行政経営〕

◎取組成果の概要

草津市の魅力を発信する取組として、シティセールス事業を推進し、ふるさと寄附において、ポータルサイトの拡大や草津市ならではの返礼品の充実、イベント等を中心とした啓発活動を行った結果、寄附金額が増加しました。また、おうみ自治体クラウド協議会では、参画自治体と連携し共通の行政課題の解決等に取り組んだ結果、図書館システムの構築・共同利用を行いました。

また、平成29年度には国の業務改革モデルプロジェクトに採択され、BPR (Business Process Re-engineering) 手法を用いた業務分析および、会計事務の業務フローを再構築した結果、令和3年1月から会計課の審査事務をアウトソーシングしました。

また、平成29年度から事務事業等の抜本的な見直しの徹底、将来を見据えた「選択と集中」を推進する手法として「業務見直し工程表」を策定した結果、令和元年度までに57,085千円の事業費の削減が図られました。

また、公共施設の運営においては指定管理者制度の導入を進めるとともに、施設運営に対する評価制度の見直しを行った結果、第三者の視点による評価を加えた仕組みを構築しました。

また、規律ある財政マネジメントの下で自律した地域経営の実現を図るため、財政運営に関する基本方針や取組等を定めた「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」を平成29年4月に施行し、「草津市財政規律ガイドライン」に基づく

取組をより一層推進するとともに「草津市公共施設等総合管理計画」に掲げる指標の管理や施設の使用料、諸証明発行の手数料等について、全庁的な見直しを実施し受益者負担の適正化を図った結果、健全な行財政運営が維持できました。

また、働き方改革を進めるため、平成29年度に働き方改革プラン、平成30年度に働き方改革ロードマップを策定し、職員研修（意識改革研修や生産性向上研修）や業務効率化アクションの実施による意識改革とともに業務の見直しやICTの活用による効率化を進めた結果、職員の時間外勤務の縮減が図られました。

また、職員の人材育成の取組では、草津市人材育成方針に基づき政策形成実践研修の実施や職員提案制度を実施するなど政策形成能力の育成に取り組んだ結果、予算化を伴う職員提案の実現に至っています。

●引き続き取り組むべき課題等

上記の成果の一方で将来到来する人口減少社会を見据え、持続的で健全な行政経営を行うため、規律ある財政マネジメントと長期的な視点に立った施設マネジメントに取り組んでいく必要があります。取り組みを進めるにあたっては、緊急事態時に最善最良の選択ができるよう平常時から緊急事態を想定した取り組みが重要となります。

行政経営改革の取組の中心とも言える、事務事業の効率化については、業務見直し工程表の作成やBPR手法を活用した業務分析により会計審査業務の一部でアウトソーシングを導入するなど、一定程度、業務の効率化が図られましたが、行政事務の効率化をさらに進めていくためには、AIやRPAなどの先端技術の導入による効果を検証していく必要があります。

また、職員の大量退職、大量採用により組織の新陳代謝が急速に進む中で、多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくためには、職員一人ひとりが業務遂行に必要な能力を向上させることとともに、職員が健幸でやりがいを持って働き、成長できる職場環境が重要であることから、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進と「イノベーション（業務の見直し等を含む生産性の向上）」を柱とした働き方改革をより一層進めていく必要があります。

2 各アクション・プランの評価

第3次草津市行政システム改革推進計画に掲げるアクション・プラン18項目（実施事業29事業）について、各項目（各実施事業）の取組状況、実績、効果等をまとめ、自己評価として5段階の評価を行いました。

評価は目標に沿って取組を行い、得られた成果の大きいものから「5」として評価を行うとともに、計画策定時の計画からの変更の有無について、以下のとおりとしています。

○評価点

- 評価 5 目標を大きく超える成果があった。
- 評価 4 目標以上の成果があった。
- 評価 3 成果があった。
- 評価 2 思うほどの成果は得られなかった。
- 評価 1 成果は得られなかった。

○計画の変更の有無

- 変更あり 9 件
- 変更なし 20 件

■総括評価報告点数表

改革に向けた アクション・プラン	実施事業数	合計点	満点	平均点 (100 点に換算)
1. 協働のまちづくりの推進	1	3	5	60
2. 自律的な行政経営	28	70	140	50
合 計	29	73	145	50

※各アクション・プランの評価一覧表はP 8のとおり

V 今後の展開

第3次草津市行政システム改革推進計画に基づく4年間の取組を通じて、各主体による協働のまちづくりの推進が安定的に行われ、また、健全な行財政運営、事務事業の効率化など内部改革に取り組むなど、達成された項目がありました。

また、その一方で、期待したほどの成果が得られなかった項目や取組の中で新たな課題が浮かび上がった項目に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により「分散」といった視点での取り組みが必要となっていることから、第3次行政システム改革の取組を継承するとともに、令和2年 月 日に草津市行政システム改革推進委員会から提言された『「草津市行政経営改革プラン」の策定に向けて』の内容を尊重して策定した、「草津市行政経営改革プラン」(計画期間：令和3年度～令和6年度)に基づき、現在までの成果を後退させることなく、引き続き、行政経営改革の取組を進めていきます。

■「協働のまちづくりの推進」評価一覧表

1. 協働のまちづくりの推進									
推進事項	アクション・プラン		担当課	取組の評価					計画 変更
				5	4	3	2	1	
協働のまちづくりの推進	1	協働のまちづくりの推進計画に基づく施策の実施	まちづくり協働課			○			—
小計				0	0	1	0	0	0

■「自律的な行政経営」評価一覧表

2. 自律的な行政経営										
推進事項	アクション・プラン		担当課	取組の評価					計画 変更	
				5	4	3	2	1		
(1) まちの魅力創造と多様な主体との連携	2	草津市の魅力の発信	広報課			○			—	
	3	広域連携の推進	企画調整課			○			あり	
	4	コミュニティビジネスの立ち上げ支援	商工観光労政課 まちづくり協働課 健康福祉政策課			○			あり	
	5	公民連携手法の活用	ア) アウトソーシングの推進	経営戦略課			○			あり
			イ) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ (UDCBK) の活用	草津未来研究所			○			あり
ウ) PPP/PFI プラットフォームの活用			経営戦略課			○			あり	
エ) 公共施設の運営の効率化			総務課			○			—	
(2) 健全な行政運営の維持	6	財政規律ガイドラインに基づく取組の推進	財政課			○			—	
	7	統一的な基準による地方公会計を活用した財務マネジメント	財政課			○			—	
	8	事務事業の効率化	ア) 事務事業の点検と BPR の取組を活用した業務見直し	経営戦略課		○				あり
			イ) 既存の事務事業のスクラップによる戦略的な資源配分							
			ウ) アウトソーシングの推進 (再掲)							
	9	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進	ア) 公共施設等総合管理計画に基づく施設マネジメント	経営戦略課			○			あり
			イ) ファシリティマネジメントの推進	総務課			○			—
			ウ) 公共施設の運営の効率化 (再掲)	総務課			○			—
エ) 市有空閑地の活用・処分			企画調整課			○			—	
10	使用料等の適正化と公平性の確保	経営戦略課			○			—		
11	国・県の提案募集方式の活用	経営戦略課			○			—		
12	大規模事業の実施状況の確認	経営戦略課			○			—		
(3) 組織力・職員力の向上	13	職員の意識と働き方の改革	職員課 経営戦略課 男女共同参画課			○			—	
	14	職員の適正な配置	職員課			○			—	
	15	プロジェクトチーム方式の活用	経営戦略課 職員課		○				—	
	16	人材育成の推進	ア) 職員の政策形成能力の向上	職員課 経営戦略課				○		—
イ) 人材育成評価制度の運用										
ウ) 職員の心身の健康づくり										
(4) 市民参加と情報公開の推進	17	市民参加状況の評価	まちづくり協働課			○			—	
	18	幅広い市民の参加につながる情報提供	ア) 様々な媒体による情報公開の推進	広報課			○			—
			イ) 市民参加と情報公開の推進	経営戦略課			○			—
計				0	2	21	1	0	7	
合計				0	2	22	1	0	7	

第3次草津市行政システム改革推進計画におけるアクション・プラン（総括評価）

個別票の見方

実施事業	⑩ 使用料等の適正化と公平性の確保																																																																																																																																			
実施内容	施設の使用料や諸証明発行の手数料等について、利用する者と利用しない者との立場の違いを考慮した「市民負担の公平性」を図るため、定期的に受益者負担等の見直しを行い、適正化を図ります。																																																																																																																																			
担当部署	経営戦略課、各課																																																																																																																																			
年次計画	H29	H30	R1	R2																																																																																																																																
	使用料等の全庁的見直し → 改定実施																																																																																																																																			
	使用料等の随時見直し →																																																																																																																																			
①. 実施項目等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">H29</th> <th colspan="4">H30</th> <th colspan="4">R1</th> <th colspan="4">R2</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> <th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th> <th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> <th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th> <th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> <th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th> <th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料等の見直し</td> <td>●</td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>各課からの相談対応</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>					H29				H30				R1				R2					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	使用料等の見直し	●																																				各課からの相談対応																																				
	H29				H30				R1				R2																																																																																																																							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																
使用料等の見直し	●																																																																																																																																			
各課からの相談対応																																																																																																																																				
②. 計画期間(4年間)の取組の状況(見込み)について	<p>【平成29年度】 全庁的な見直しを実施し157項目への調査・検討を行った。その結果19項目について改定を行った。</p> <p>【平成30年度】 くさつシニアリーナの新たな料金設定、社会体育施設等の見直しを実施した。</p> <p>【令和元年度】 消費税率の増税に伴う影響額の転嫁、利用料金制を採用している市民交流プラザ、草津アマカホール、草津クレアホール、地域まちづくりセンターの使用料金の見直しを行った。</p> <p>【令和2年度】 利用料金制を採用している施設等、各課からの相談に対応し適切な利用料金の設定を行う。</p>																																																																																																																																			
③. 計画期間(4年間)の取組に対する評価	<table border="1"> <tr> <td>3・・・成果があった。</td> <td>計画の変更なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記の状況や理由、課題点等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画どおりの取組を行い、利用料金等の公平性を確保するとともに、受益と負担の適正化を図ることができたため。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新たに(仮称)草津市立プールの整備が決定したことから、次期計画期間において「利用する人」と「利用しない人」の負担に係る公平性を確保したうえで料金の設定を行う必要がある。</td> </tr> </table>				3・・・成果があった。	計画の変更なし	上記の状況や理由、課題点等		計画どおりの取組を行い、利用料金等の公平性を確保するとともに、受益と負担の適正化を図ることができたため。		④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等		新たに(仮称)草津市立プールの整備が決定したことから、次期計画期間において「利用する人」と「利用しない人」の負担に係る公平性を確保したうえで料金の設定を行う必要がある。																																																																																																																							
3・・・成果があった。	計画の変更なし																																																																																																																																			
上記の状況や理由、課題点等																																																																																																																																				
計画どおりの取組を行い、利用料金等の公平性を確保するとともに、受益と負担の適正化を図ることができたため。																																																																																																																																				
④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等																																																																																																																																				
新たに(仮称)草津市立プールの整備が決定したことから、次期計画期間において「利用する人」と「利用しない人」の負担に係る公平性を確保したうえで料金の設定を行う必要がある。																																																																																																																																				
⑤. 計画終了後(令和3年度以降)の事業の方向性	<p>C・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。</p> <p>上記方向性の理由 行政サービスを「利用する人」と「利用しない人」の負担に係る公平性を確保するとともに、受益と負担の適正化を保つため。</p>																																																																																																																																			
⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)	引き続き、次期計画のアクションプランに位置付ける。																																																																																																																																			
⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等	定期的(3年から5年)に全庁一斉の見直しを実施することで、使用料等の公平性を確保するとともに、受益と負担の適正化を図ることができ、自律的な行政経営を推進することができた。																																																																																																																																			

アクション・プランの内容と年次計画

計画期間における取組実績

具体的な取組内容、自己評価と課題等

【評価】

- 5・・・目標を大きく超える成果があった
- 4・・・目標以上の成果があった
- 3・・・成果があった
- 2・・・思うほどの成果は得られなかった
- 1・・・成果は得られなかった。

第3次計画終了後の取組の方向性と次期計画への反映等について

【終了後の方向性】

- A・・・計画期間内に事業完了(目的達成)のため終了
- B・・・計画期間内に未完了・未達成の見込みのため継続して取り組む。
- C・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。
- D・・・その他

当該アクション・プランに基づく取組によって、どのような効果が発揮されたか(個別のアクション・プランについての総括評価)

⑤. 計画終了後(令和3年度以降)の事業の方向性	⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)
C・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。	当該項目について、市の事業すべてがシティセールスにつながるものであることから、引き続き取り組みを行っていく。草津市シティセールス戦略基本プランも令和2年度で終了することから、次期計画の草津市行政システム改革推進計画におけるアクションプランには位置付けず、市職員全員がシティセールスマンであるという意識を持つことができるようパブリシティ研修等を行う。
上記方向性の理由	
少子高齢社会の到来による人口減少を見据えて、都市が活力を維持するためには、市民が誇りと愛着を持ち、生き生きと暮らせるまちづくりが必要である。そのためには、都市の魅力を充実させる仕掛けづくりとして、市内外に向かって積極的に本市の魅力をアピールすることにより、ひと、もの、情報等を継続的に呼び込み、地域を活性化させていくことが必要であると考え。	

⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等
クラウドファンディングによるたび丸のリニューアルや、ふるさと寄附募集にかかるポータルサイトの充実など、結果を伴う効果的な事業の展開が図れた。

参画している協議会等に参加し、共通の課題解決に向けて情報共有や協議を行う等、近隣市との広域連携の推進を図った。
また、スマート自治体滋賀モデル研究会では、共通の行政課題の解決のため、市域を越えた連携を行うことにより、財政コストの削減ならびに市民サービスの向上に資することが可能となる。

第3次草津市行政システム改革推進計画におけるアクション・プラン(総括評価)

様式3

実施事業	④ コミュニティビジネスの立ち上げ支援																																															
実施内容	市民や公益活動団体、民間事業者等が、地域課題を解決するために行う取組に対して、支援を行います。 また、事業を推進する地域リーダー等を養成するための研修会を開くなど、事業の立ち上げ支援を行います。																																															
担当部署	商工観光労政課、まちづくり協働課、健康福祉政策課																																															
年次計画	H29							H30							R1							R2																										
	人材育成支援・コミュニティビジネス育成費補助金による支援																																															
	補助制度の見直し																																															
①. 実施項目等	H29							H30							R1							R2																										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
「草津市コミュニティビジネス育成費補助金」制度の周知	← ホームページ掲載							← ホームページ掲載							← ホームページ掲載							← ホームページ掲載																										
各所属窓口における相談の受付および連携																																																
補助制度の研究・検討、見直し	← 他市事例調査、関係部署調整							← 見直し検討							← 関係部署調整							← 見直し検討							← 新制度の構築																			

※※ 総括評価 ※※

②. 計画期間(4年間)の取組の状況(見込み)について	③. 計画期間(4年間)の取組に対する評価
<p>コミュニティビジネス育成費補助金についてホームページに掲載し、制度の周知を図った。また、申請相談の際に、創業コーディネータの面談を追加し、持続可能な取組となるよう助言する仕組みづくりをするとともに、新たな支援制度の構築または現制度の改正に向け、他市町の制度等の情報収集を行い、検討を進めた。また、地域リーダー等を養成するための研修会については、中間支援組織である草津市コミュニティ事業団を通じて「コミュニティビジネス講座」(H29)を実施した。</p> <p>●コミュニティビジネス育成費補助金交付実績(補助限度：2回(連続した2箇年度))</p> <p>H29: 4件</p> <p>①ポールウォークサロンKOEDA(事業内容:ノルディックウォークの講習・実施等を通じて高齢者の居場所作りと健康維持を図る)</p> <p>②～地域でふれあい・ささえあい～ みんなあつまれ！(事業内容:西一地区のコミュニティの形成を図る)</p> <p>③気になる子どもの子育て支援(事業内容:子どもの発達に不安を感じている保護者の居場所作りと子育て支援)</p> <p>④常盤版住民参加型在宅福祉サービス(事業内容:家事代行サービスや高齢者の健康相談)</p> <p>H30: 3件</p> <p>①～地域でふれあい・ささえあい～ みんなあつまれ！(事業内容:西一地区のコミュニティの形成を図る)</p> <p>②気になる子どもの子育て支援</p> <p>③常盤版住民参加型在宅福祉サービス(事業内容:家事代行サービスや高齢者の健康相談)</p> <p>R1: 1件</p> <p>①ママと地域をつなぐ事業(事業内容:地域密着型のママ向けフリーペーパーの発刊、フリーペーパーを通じたコミュニティ育成と既存コミュニティへの誘導)</p> <p>R2: 1件(見込み)</p> <p>①ママと地域をつなぐ事業(事業内容:地域密着型のママ向けフリーペーパーの発刊、フリーペーパーを通じたコミュニティ育成と既存コミュニティへの誘導)</p>	<p style="text-align: center;">3・・・成果があった。</p> <p style="text-align: center;">計画の変更あり</p> <p style="text-align: center;">上記の状況や理由、課題点等</p> <p>コミュニティビジネス育成費補助金は平成29年度から令和2年度の4年間で5者(延べ9件)の交付を決定しており、また、制度に対する問い合わせや具体的な案件の相談もあったことから、啓発活動の効果は表れているものと考えられる。制度の見直しについては、申請相談の際に、創業コーディネータの面談を追加し、持続可能な取組となるよう助言する仕組みづくりをするとともに、新たな支援制度の構築または現制度の改正に向け、他市町の制度等の情報収集を行い、検討を進めた。</p> <p style="text-align: center;">④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等</p> <p>コミュニティビジネス育成費補助金は、地域が抱える課題をビジネス的手法で解決し、持続可能で自立した経営を行う事業に対する支援制度であるが、相談された事業の中には、ビジネスとして継続性がないものや地域課題の解決につながりにくいものも多く見られたことから、申請相談の際に創業コーディネータの面談を追加し、持続可能な取組となるよう助言する仕組みづくりをした。しかしながら、現制度は、利用実績が少なく、また、地域課題の審査基準が難しいという課題が残っていることから、支援制度の見直しを行う必要がある。</p>
D・・・その他	⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)
上記方向性の理由	令和2年度に制度を見直し、新たな制度設計のもとで取り組みを行ない、補助事業者へのアンケートの実施や、今後策定予定の産業振興計画に位置付けたり、市民公益活動団体に対しては、現行の協働のまちづくり推進計画の中で支援制度の設計に取り組むなど、個別に事業の効果検証を行っていくため、次期計画には位置付けない。
相談された事業の中には、ビジネスとして継続性がないものや地域課題の解決につながりにくいものも多く見られたことから、ビジネス的手法で持続可能な経営を目指す事業への支援制度となるよう見直しを行う。	

⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等

地域が抱える多種多様な課題に対して、地域人材を活かした取り組みを支援することにより、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応や課題解決に向けた取り組みを推進することができた。

第3次草津市行政システム改革推進計画におけるアクション・プラン(総括評価)

様式3

実施事業	⑧ 事務事業の効率化 (ア) 事務事業の点検とBPRの取組を活用した業務の見直し (イ) 既存の事務事業のスクラップによる戦略的な資源配分 (ウ) アウトソーシングの推進																																					
実施内容	(ア) 各部局の主体的なマネジメントに基づく事務事業の点検を引き続き実施するとともに、既存の制度や仕事のやり方について、BPRの取組により、業務プロセスの抜本的な見直しと再構築を図り、業務の効率化を進めます。 (イ) 時代に合った新たな事業を展開し、さらなる市民サービスの向上を図るためには、既存の事務事業の再検証により、相対的に必要性が低いと判断された事業について優先的に廃止や抜本的な見直しを検討し、限られた人員と戦略的な資源配分を図ります。 (ウ) PPP(公民連携)の推進方針に基づき、本市が重点的に取り組むべき事業への適正な職員配置や市民サービスの向上を図るため、これまで外部委託化が進んでいなかった業務について、段階的にアウトソーシングを導入します。																																					
担当部署	経営戦略課、各課																																					
年次計画	H29							H30							R1							R2																
	各部局の主体的なマネジメントに基づく事務事業の点検																																					
	業務プロセスの見直し																																					
	既存の事務事業の再検証等(廃止、見直し等の検討対象事業の抽出)																																					
	事業の廃止等に係る庁内合意、市民等への説明																																					
	アウトソーシングの導入																																					
①. 実施項目等	H29							H30							R1							R2																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
各部局における主体的なマネジメント																																						
(再掲) 業務見直し工程表(スクラップロードマップ)の作成・フォローアップ		●				●		●					●					●	●						●						●		●					
(再掲) BPR手法による業務分析(国の業務改革モデルプロジェクトを活用した業務分析)		●	●			●						●	●																									
(再掲) AI, RPA, ICT等の活用を検討																																						
(再掲) 事業の見直し等の更なる徹底のためのリストの作成																																						

※※ 総括評価 ※※		
②. 計画期間(4年間)の取組の状況(見込み)について	③. 計画期間(4年間)の取組に対する評価	
<p>【平成29年度】 事業等の抜本的な見直しの徹底、将来を見据えた「選択と集中」を推進する手法として「業務見直し工程表(スクラップロードマップ)を策定(41事業等)し平成30年度以降の課題整理、廃止・見直しを行った結果、平成30年度予算ベースで約24,000千円の削減を図った。国の業務改革モデルプロジェクトに採択されBPR手法を用いた業務分析および、会計事務の業務フローの再構築を実施し、行政職員が行うべき業務とアウトソーシング可能な業務の切り分けが行えた。また、総合窓口およびアウトソーシングの導入に向けた計画案を作成した。</p> <p>【平成30年度】 業務見直し工程表(スクラップロードマップ)を策定(4事業等)し、平成31年度予算ベースで、昨年度策定分と合わせて約2,500千円の削減を図った。 総合窓口の導入とアウトソーシングの一体的な推進のため、作業部会(窓口担当課14、関係課3)を設置し、「受付事務の効率化のためのオーダーシート」、「業務の標準化のためのヒアリングシート」、「アウトソーシングのための仕様書案」を作成した。 AI・RPA・ICT等の活用を検討について、AI-OCR・RPAの共同研究(㈱日立システムズ)を実施した。</p> <p>【令和元年度】 業務見直し工程表(スクラップロードマップ)を策定(10事業等)し、令和2年度予算ベースで、過去2過年度策定分と合わせて約30,000千円の削減を図った。 費用対効果が見込める業務の精査を行い、会計課業務の一部を令和3年1月にアウトソーシング開始する方向で調整を進めた。 RPA、AI-OCRについて、共同研究事業者を公募し2社(㈱日立システムズ、トーテックアメニティ㈱)との共同研究を実施した。その結果、費用対効果の見込める業務(市民税退職、特別徴収、普通徴収への切替異動入力業務など)において、おうみ自治体クラウド協議会による共同調達での導入を検討した。 会議録作成支援システム、多言語通訳サービスについて、9月から11月にかけて実証実験を行い、次年度の予算要求に至った。 令和元年7月3日に本市を含む滋賀県、大津市、近江八幡市で、スマート自治体滋賀モデル研究会を設立し、行政手続きの電子化等について共同研究を実施した。</p> <p>【令和2年度】 業務見直し工程表(スクラップロードマップ)を策定するとともに、事業の見直し等の更なる徹底のためのリストを新たに策定する。 AI・RPA等の先端技術を活用した生産性の向上を図るため、昨年度の共同研究の結果、費用対効果の見込める業務(市民税退職、特別徴収、普通徴収への切替異動入力業務など)へおうみ自治体クラウド協議会での共同調達による本格導入を行う。 会議録作成支援システム、多言語通訳サービスについて、本格導入を行い、導入効果の検証等を行う。 スマート自治体滋賀モデル研究会において、県や市町の枠組みを超えた行政手続きの電子化による、いつでも、どこからでもアクセスしやすい行政窓口の実現のため共同研究を実施する。</p>	<p>4・・・目標以上の成果があった</p> <p>計画の変更あり</p> <p>上記の状況や理由、課題点等</p> <p>概ね計画どおりの取組を行い、業務見直し工程表(スクラップロードマップ)に基づき平成29年度から令和元年度までで事業費57,085千円の削減が図れたとともに、職員への業務改善に対する意識醸成が図れた。また、アウトソーシングについては、令和3年1月から会計課の一部業務への導入を方針決定するとともに、AI、RPA等の先端技術の活用について、民間事業者との共同研究を行うことにより、本市にとって費用対効果が高い手法等の検証を行い、本格導入に繋げることができた。</p>	
		<p>④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等</p> <p>先端技術の活用による業務効率化、生産性の向上については、日々新たな技術が開発されることから、有効性や費用対効果等を精査できる、専門的知見を持った人材の確保・育成が必要である。 総合窓口の導入については、平成30年度の検証段階で十分な費用対効果が見込めないことから、AI・ロボティクス等の先端技術の導入も含めた検討を行う必要があるとともに、令和元年10月から始まった幼児教育の無償化や増加する保育需要への対応を優先する必要性が生じたことから、更なる調査・研究を行い費用対効果などの諸課題を整理したうえで適切な導入時期を見定める必要がある。</p>
		<p>⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)</p> <p>引き続き、次期計画のアクションプランに位置付ける。</p>
	<p>⑤. 計画終了後(令和3年度以降)の事業の方向性</p> <p>C・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。</p> <p>上記方向性の理由</p> <p>将来的に行政の経営資源が制限されていく中、安定的に質の高い市民サービスを提供していくためにはAIやロボティクスなどの先端技術の活用とあわせて、既存事業の見直しを不断の取り組みとして行っていく必要があるため。</p>	
<p>⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等</p> <p>業務見直しの手法として「業務見直し工程表(スクラップロードマップ)」を確立したことにより、徐々にではあるが既存事業の見直し・改善が各部局のマネジメントにより行われ、業務の効率化が図られた。</p>		

第3次草津市行政システム改革推進計画におけるアクション・プラン(総括評価)

様式3

実施事業	⑨ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 (イ) ファシリティマネジメントの推進																																																
実施内容	市有建築物については、草津市ファシリティマネジメント推進基本方針等に基づき、保全情報管理システムによる情報の一元管理を行うとともに、計画的な点検・劣化度調査や保全計画に基づく長寿命化等により、維持管理費等の縮減と平準化を図ります。																																																
担当部署	総務課、各課																																																
年次計画	H29							H30							R1							R2																											
	公共施設等総合管理計画のフォローアップ																																																
	計画の見直し																																																
	個別施設計画の策定、改定																																																
	ファシリティマネジメント推進基本方針、保全計画等に基づく施設保全																																																
	指定管理者制度導入の検討																																																
	指定管理業務の事業評価																																																
	評価手法の見直し																																																
	市有空閑地の利活用の検討、実施																																																
①. 実施項目等	H29							H30							R1							R2																											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期点検・劣化度調査の実施																																																	
短期実施計画の年次改定																																																	
中長期保全計画改定																																																	
維持管理費の縮減方策取組実施																																																	
公共施設包括管理委託導入検討																																																	

※※ 総括評価 ※※

②. 計画期間(4年間)の取組の状況(見込み)について	③. 計画期間(4年間)の取組に対する評価
<p>ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、建築基準法第12条に基づく定期点検と劣化度調査を実施し、現況把握を行った。平成26年度に策定した中長期保全計画は、保全対象部位の拡大に伴い、令和元年12月に改定を行った。また、劣化度調査の結果に基づき、令和2年度に「第2期中長期保全計画(案)」の作成にとりかかる。</p> <p>維持管理縮減方策におけるベンチマークの設定について、平成27年度から令和元年度までの取組の効果検証を行ったが、縮減効果がなかったため、令和2年度に手法の変更を検討する。また、猛暑日の増加と平成30年に学校環境衛生基準の改定で空調の設定が見直されたため、デマンド取組に代わる空調の維持管理費の縮減方策を策定する。</p> <p>公共施設包括管理委託は平成30年度より検討を開始し、先進地の情報収集、視察、聞き取り調査を実施した。</p>	<p>3・・・成果があった。</p> <p>計画の変更なし</p> <p>上記の状況や理由、課題点等</p> <p>建築基準法第12条に基づく点検結果による要修繕箇所について、是正するよう指導を行った。また、非常用照明について、法定義務以上に設置している施設があったため、点検結果の図面に設置対象外の箇所を記載し、保全に関する費用の縮減を図った。</p>
⑤. 計画終了後(令和3年度以降)の事業の方向性	④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等
C・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。	⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)
上記方向性の理由	次期計画においても、アクションプランの位置付けて継続して評価、検証を行っていく。
当事業は一過性のものでなく、継続して取り組むことで十分な効果が得られるものであるから、計画期間後も継続して行っていく。	

⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等
ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく取組を進めるとともに、公共施設の維持管理の新たな手法として、公共施設包括管理委託の検討を開始した。

第3次草津市行政システム改革推進計画におけるアクション・プラン(総括評価)

様式3

実施事業	⑫ 大規模事業の実施状況の確認																																														
実施内容	市が行う大規模事業は多額の財政負担を伴うものであり、将来の財政運営に与える影響も大きいことから、外部の多様な意見等により、事業の実施状況等を確認する仕組みの導入を検討します。																																														
担当部署	経営戦略課、各課																																														
年次計画	H29										H30										R1										R2																
	導入検討																																														
①. 実施項目等	H29										H30										R1										R2																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
仕組みの検討	←																				■実施方法、対象施設の選定等の検討										→																
庁内調整											←																																				
モデル実施											● ● ←																																				
											事前説明 実施 効果検証 報告																																				

※※ 総括評価 ※※

②. 計画期間(4年間)の取組の状況(見込み)について															③. 計画期間(4年間)の取組に対する評価														
<p>【平成29年度】 大規模事業の対象範囲・確認方法の整理を行い、試験的に実施することを庁内、議会、推進委員会で合意形成を行った。</p> <p>【平成30年度】 「草津川跡地管理運営事業(区間2、5)」、「コミュニティ防災センター改築事業」を対象に実施した。また、今後のあり方を協議した結果、市民参加により新規事業完了後に事業を検証する良い取り組みであったことから、新たな大規模施設の整備が完了した数年後を目途に実施することを確認した。そのため、令和元年度、2年度については当該事業は実施しない。</p>															3・・・成果があった。							計画の変更なし							
															上記の状況や理由、課題点等														
															計画どおり取り組みを行い、試験的に2事業で実施し、次回以降の実施と合わせて市民参加により大規模事業を検証する仕組みを構築できたため。														
⑤. 計画終了後(令和3年度以降)の事業の方向性															④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等														
C・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。															特になし														
上記方向性の理由															⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)														
市が行う大規模事業は多額の財政負担を伴うものであり、将来の財政運営に与える影響も大きいことから、外部の多様な意見等により、事業の実施状況等を検証する必要があることから。															引き続き、次期計画のアクションプランに位置付ける。														

⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等																													
多額の財政負担を伴う大規模事業への市民参加による事業を検証する仕組みを構築したことで、健全な行財政運営の維持を推進することができた。																													

※※ 総括評価 ※※

②. 計画期間(4年間)の取組の状況(見込み)について	③. 計画期間(4年間)の取組に対する評価	
<p>●働き方改革の推進のため、平成29年度に働き方改革プラン、平成30年度に働き方改革ロードマップを策定し、職員研修(意識改革研修や生産性向上研修)や業務効率化アクションの実施による意識改革とともに、業務の見直しやICT化による効率化を行い、職員の生産性向上や超過勤務の縮減に努めた。また、令和2年度から、超過勤務を見える化し業務の平準化を行うなど、超過勤務の縮減取組の一環として「時間外勤務月次管理表」を導入する予定である。</p> <p>【超過勤務時間数】 H29実績：一人一月当たり25.5時間(▲2.3時間) H30実績：一人一月当たり26.2時間(+0.7時間) R1 実績：一人一月当たり25.8時間(▲0.4時間) } トータル▲2.0h (対H28比較)</p> <p>【年休取得日数】 H29実績：一人当たりの平均取得日数 9.41日(▲0.54日) H30実績：一人当たりの平均取得日数11.28日(+1.87日) R1 実績：一人当たりの平均取得日数10.59日(▲0.69日) } トータル+0.64日 (対H28比較)</p> <p>【健康デー(ノー残業デー)達成率】 H29実績:86.2%(+13.1%) H30実績:82.4%(▲ 1.8%) R1 実績:81.4%(▲ 1%) } トータル+8.3% (対H28比較) ※()内は対前年増減</p> <p>●テレワークについては、H29に試行実施、H30に本格実施しており、多様な働き方の推進に努めた。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまで子育てや介護等としていた活用の要件や週当たりの回数制限を緩和し、より柔軟な運用が行えるよう要綱改正を行った。</p> <p>●令和元年度から時差勤務制度を実施し、多様な働き方の推進に努めた。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまで公務の都合に限定していた要件を通勤の場合にも拡大し、より柔軟な運用が行えるよう規則改正を行った。</p> <p>●新しい非常勤職員の枠組みである会計年度任用職員制度について、国が示す基準を基本とし、近隣市との均衡を考慮するなど課題を整理した上で条例・規則を制定し、令和2年4月に移行を図ることができた。</p>	3・・・成果があった。	計画の変更なし
	上記の状況や理由、課題点等	
	<p>働き方改革プランやロードマップに掲げる、業務改善や職員の意識改革等に取り組み、超過勤務の縮減を図ることができた。また、時差勤務制度やテレワークの運用を開始し、多様な働き方を推進する環境を整えることができた。なお、令和2年度に時差勤務制度やテレワークを柔軟に運用できるよう規則、要綱の改正を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が高まっているテレワークの端末を10台から20台に増設した。</p>	
	④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等	
	<p>一人一月当たりの時間外勤務時間数は縮減してきているものの、目標値の20hに対し実績は25hとなっており、今後も引き続き働き方改革により、生産性の向上とワークライフバランスの実現に取り組む必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言を受け、本市においても2班体制による交代勤務を行ったが、在宅勤務により人員が少ない中、概ね通常どおりの業務遂行を図ったため、出勤している職員に負担が偏るなどの課題が浮き彫りとなった。そのため、非常事態時には、業務継続計画に基づいて業務や人員の「選択と集中」が必要である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、時差勤務制度やテレワークの必要性が高まるなど、これまで以上に柔軟な働き方の実現が求められている。</p>	
	⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)	
C・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。	次期計画においても、アクションプランに位置付けて継続して評価、検証を行っていく。	
上記方向性の理由		
今後の人口減少、超高齢社会の局面を控え、持続可能な形で住民サービスを提供し続けるため、働き方改革をより強力かつ着実に進めていく必要がある。		

⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等
働き方改革の取組により、職員のワーク・ライフ・バランスの実現と市民福祉・市民満足度向上の両立に向けた職場環境の構築や職場風土改革が図られた。

第3次草津市行政システム改革推進計画におけるアクション・プラン(総括評価)

様式3

実施事業	① 人材育成の推進 (ア) 職員の政策形成能力の向上 (イ) 人材育成評価制度の運用 (ウ) 職員の心身の健康づくり																																															
実施内容	(ア) 草津市人材育成基本方針に基づき、職場研修等を実施し、業務の専門化に対応できる能力、協働を進めていくためのコーディネート能力、政策法務・政策形成能力など、自主自立の市政運営のために必要な能力を持つ職員を育成します。また、職員提案制度について、政策形成能力のさらなる向上と職場の事務改善につながるよう見直しを行います。 (イ) 人材育成評価制度に基づき、業績評価による業務マネジメントと行動評価による組織マネジメントを実施し、能力および実績に基づく人事管理を徹底することで組織力の向上を図ります。 (ウ) 時間外勤務の縮減や休暇制度の利用促進等の働き方改革と併せて、ストレスチェックの実施によるメンタルヘルスケアや、運動の習慣づけなど、職員の健康づくりに取り組みます。																																															
担当部署	職員課、経営戦略課																																															
年次計画	H29							H30							R1							R2																										
	政策形成実践研修等の職員研修の実施・充実																																															
	職員提案制度の運用																																															
	職員提案制度見直し																																															
	人材育成評価制度の運用																																															
	ストレスチェックの実施																																															
	職員の健康づくりのための取組																																															
①. 実施項目等	H29							H30							R1							R2																										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
職員研修の実施	←-----→																																															
職員提案制度の実施	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;"> <p>提案募集</p> <p>可能性調査</p> <p>一次審査</p> <p>予算化調査・最終審査</p> <p>即実行項目通知</p> <p>表彰</p> </div> <div style="width: 25%;"> <p>提案募集</p> <p>可能性調査</p> <p>一次審査</p> <p>予算化調査・最終審査</p> <p>表彰</p> </div> <div style="width: 25%;"> <p>提案募集</p> <p>可能性調査</p> <p>一次審査</p> <p>予算化調査・最終審査</p> <p>表彰</p> </div> <div style="width: 25%;"> <p>提案募集</p> <p>可能性調査</p> <p>一次審査</p> <p>予算化調査・最終審査</p> <p>表彰</p> </div> </div>																																															
職員提案制度の見直し	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;">職員課協議</div> <div style="width: 25%;">職員課協議</div> <div style="width: 25%;">職員課協議</div> </div>																																															
人材育成評価制度	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;">期首</div> <div style="width: 25%;">期中</div> <div style="width: 25%;">期末</div> <div style="width: 25%;">期首</div> <div style="width: 25%;">期中</div> <div style="width: 25%;">期末</div> <div style="width: 25%;">期首</div> <div style="width: 25%;">期中</div> <div style="width: 25%;">期末</div> <div style="width: 25%;">期首</div> <div style="width: 25%;">期中</div> <div style="width: 25%;">期末</div> </div>																																															
ストレスチェック	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;">●</div> <div style="width: 25%;">●</div> </div>																																															
健幸宣言に基づく取組	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%;">健康経営優良法人認定</div> <div style="width: 25%;">健康経営優良法人認定</div> </div>																																															

※※ 総括評価 ※※

<p>②. 計画期間(4年間)の取組の状況(見込み)について</p> <p>●人材育成基本方針に基づき政策形成実践研修等の職員研修を実施し、職員の意識・能力の向上を図った。なお、令和元年度の政策形成実践研修においては、前年度に実施したデータアカデミー(総務省事業のデータ活用人材育成研修)の内容を一部盛り込み、データ活用による政策形成の考え方の習得を図った。また、現在の人材育成基本方針の計画期間が令和2年度までであり、新たな方針を令和2年度に策定する予定である。</p> <p>【政策形成実践研修実績】 H29:19人、H30:17人、R1:16人 【滋賀県市町村職員研修センター開催研修受講実績】 H29: 延べ243人、H30: 延べ321人、R1: 延べ302人</p> <p>●平成28年度から本格導入した人材育成評価制度を運用し、職員の能力および実績に基づく人事管理を徹底し、組織力の向上を図った。また、令和元年度に現在の評価制度の運用状況等の調査を行ったことから、その結果を踏まえ、令和2年度中に見直しを行う予定である。</p> <p>●職員の健康管理について、健幸宣言に基づく取組を実施し、令和元年度に健康経営優良法人の認定を受けた。</p> <p>●職員提案制度の実施状況</p> <p>【平成29年度】 平成29年度に提案内容の実現性を高めることと政策形成実践研修とリンクした見直しを行うため職員課との協議を3回行い、平成30年度から政策形成実践研修受講者に対し提案を促すよう見直しを行った。 職員提案件数、39件(うち、実現数12件)</p> <p>【平成30年度】 職員提案数、41件(うち、実現数4件) 予算化を伴う「庁舎内へのマルチコピー機の設置」が実現</p> <p>【令和元年度】 職員提案数、38件(うち、実現数(予定を含む。)20件) 予算化を伴う「AI議事録作成システムの導入」が実現</p>	<p>③. 計画期間(4年間)の取組に対する評価</p> <p>2・・・思うほどの成果は得られなかった。 計画の変更なし</p> <p>上記の状況や理由、課題点等</p> <p>成果目標として掲げていた市民意識調査における市職員に対する満足度は、令和元年度の実績で63.0%と徐々に上昇してきているものの、目標である70%を達成することができなかった。 行政需要が多様化、複雑化してきており、担当職員の専門性向上と所属内外におけるさらなる連携が求められている。 人材育成基本方針に掲げる「目指す職員像」の実現とともに、組織における「コアメッセージ(経営理念のようなもの)」を新たな人材育成基本方針に掲げ、全職員が目指す方向性を共有する必要がある。</p> <p>④. 計画期間中に新たに生じた課題や特に留意すべき状況の変化等</p> <p>人材育成評価制度については、令和元年度に人材育成評価制度の運用状況に係る調査を行った結果、明らかになった課題等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを図る必要がある。 職員提案制度については、より提案の実現性が高まるよう国の提案制度を参考に検討を行ったが、事務が煩雑になることなどから現状の制度を継続しながら、政策形成実践研修受講者への提案を促す見直しにとどまったため、事務負担の軽減と実現性の向上の両面から制度を見直す必要がある。</p>
--	---

<p>⑤. 計画終了後(令和3年度以降)の事業の方向性</p>	<p>⑥. 令和3年度以降の事業の評価・検証、フォローアップの方法(次期計画への反映について)</p>
<p>○・・・計画期間後も継続的に取り組んでいく事業である。</p>	<p>次期計画においても、アクションプランに位置付けて継続して評価、検証を行っていく。</p>
<p>上記方向性の理由</p> <p>組織力を高め、住民福祉の向上を実現するためには、職員の人材育成やその能力を活用した人事管理等が必要であり、今後も引き続き様々な取り組みを進めていく必要がある。</p>	

<p>⑦. 当該事業の実施による第3次行政システム改革推進への効果等</p>
<p>人材育成基本方針に基づき、職員の効果的な育成を図り、変化に対して柔軟に対応できる組織づくりに寄与することができた。また、データアカデミーで学んだデータ利活用による政策形成の考え方については、今後も継続して政策形成研修に取り入れていきたいと考えている。</p> <p>また、職員提案を通じて、既存業務の改善点の抽出や、先進的な事例の情報収集に努めることで、職員の政策形成能力の向上につながった。</p>

